

## 環境情報センター環境関連資料及び施設等の写真撮影、印刷物等への掲載に関する取扱要領

### （目的）

第1 この要領は、宮城県環境情報センター利用規程（以下「規程」という。）第17条第1項の規定による所長の承認に関し必要な事項を定める。

### （定義）

第2 この要領において使用する用語の定義は、規程において使用する用語の例による。ただし、規程第17条第1項の規定による環境関連資料及び施設等の写真撮影、印刷物等への掲載（以下「写真撮影など」という。）には、情報センターホームページ掲載事項のダウンロードを含む。

### （手続）

第3 写真撮影などに関する所長の承認を受けようとする者（以下「承認申請者」という。）は、写真撮影などの当日までに申請書（様式第1号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、申請書を受取り、情報センターの設置目的に沿ったものと認めるときは承認し、承認申請者に写真撮影などに関する承認書（様式第2号）を交付する。

### （承認申請者の義務）

第4 前条の規定により承認書の交付を受けた承認申請者は、申請書に記載した使用目的以外の使用を行ってはならない。

### （その他）

第5 この要領に定めるもののほか、情報センターの利用に関し必要な事項は所長が定める。

### 附 則

この要領は、令和6年9月12日から施行する。